

## 茨城県におけるNPOとの連携・協働の推進について

平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、広く国民の間に、公益性の高い市民活動を行う団体などの重要性が認識され、いわゆるNPO（民間非営利組織）の活動が注目された。

その後、NPOの活動範囲は福祉や防災だけでなく、環境保全、国際交流、まちづくりなど様々な分野に広がり、NPOという言葉が広く社会に浸透し、平成10年12月には、これらの市民団体に簡易に法人格を付与することで、活動しやすい環境づくりを整えることを目的に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。

21世紀を迎えた今日、少子・高齢社会の到来など我が国の社会情勢は大きく変化するとともに、住民の価値感は複雑化・多様化するなかで、自主性、柔軟性、機敏性、自己責任などを行動原理とするNPOが行政・企業と並ぶ新しい社会の担い手として重要になってきている。

これまでの社会は、公益的サービスは主に行政が提供するものと考えられていたが、今後の社会は、行政とNPOがそれぞれの特性を活かし連携・協働を図りながら、NPOが社会的課題の解決や地域社会づくりに主体的に参画することが必要となるものと思われる。

平成12年12月に改定した茨城県長期総合計画では、行政のみならず、県民、企業、NPOなど多様な主体との連携と協働の下、望ましい地域社会づくりの実現を目指すことを県政運営の基本としたところである。

このことから、今後の本県におけるNPOとの連携・協働の推進については、次のようなことを基本的な考え方とする。

### NPOの範囲

本論では、NPO（Non Profit Organization：民間非営利団体）とは、特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人、及び法人格の有無に関わらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体とする。

宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含めない。

## 第1 連携・協働の意義

### （1）多様化する県民ニーズへの適切な対応

多様化する県民ニーズに適切に対応するためには、公平・平等の原則から均一的・画一的にならざるを得ない行政と費用の面で利用しにくい企業だけでは十分な対応が困難となってきている。

このような社会状況の変化の中、県民ニーズに木目細やかに対応することができるNPOと連携・協働し、より県民のニーズにあった社会サービスを提供することが可能となる。

## (2) 県民参加の促進

NPOが、行政施策の計画立案などに参画することは、行政への県民の参加促進に繋がり、地域の課題は自分たちで解決するなど新たな社会の流れを生み出し、望ましい地域づくりの拡大をもたらす。

さらに、連携・協働事業により、社会貢献活動に参加したいという人が増え、NPO活動の活発化に繋がる。

## 第2 NPOとの連携・協働の具体的な進め方

連携・協働は、そのものを目的にするのではなく、連携・協働に適した事業を導入することが大切であり、そのことによりNPO活動が活性化し、結果として県民に対する公益的サービスの向上や多くの県民が社会的課題の解決等に参画する新しい社会システムの形成につながる。

また、連携・協働は、可能なところから進めることとするなど、事業の実態に即し弾力的に取り組む必要がある。

### (1) 連携・協働に適した事業の検討

行政およびNPOは、それぞれ独立して社会サービスを提供していることから、競合することなどもあるが、連携・協働することにより、NPOの特性を生かし、県民にとって社会的サービスの質・量の向上が期待される事業を検討する。

#### 【NPOの特徴を生かすことにより連携・協働が期待できる事業】

- 多くの人々の参加を求める事業
- ・ イベント啓発、美術館の企画展示事業など
- きめ細かで柔軟な対応が求められる事業
- ・ 子育て相談などの各種相談委託など
- 地域の実情にあわせる必要がある事業
- ・ 中心市街地の活性化の企画など
- 県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業
- ・ 障害者自らの障害者支援事業など
- 特定分野において専門性が発揮できる事業
- ・ 施策の企画立案など
- これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業
- ・ 環境美化など各種ボランティア育成プログラム作成など

### (2) 連携・協働事業の形態の選択

NPOとの連携・協働事業を効果的・効率的に進めるには、それぞれの事業内容や目的に最もふさわしい連携・協働の形態を選択することが必要となる。

#### 企画立案への参画

審議会や委員会、研究会などにNPOなどの参画を求め、施策に多くの県民の意見を反映

させる。

### **委 託**

行政の安易な委託先と捕らえることなく、それぞれの活動分野における専門性や事業提言等を理解し、事業の委託を行う。

### **補 助**

補助金などの直接的支援は、NPO活動の自立性や自発性を損なう可能性があることから、提案型の事業や企画コンペ方式など公平性と透明性を持った制度とする必要がある。

### **事業協力**

行政とNPOとの間で、それぞれの特性を活かし、それぞれの役割分担のもとで事業を協力して行う。

### **共催事業**

それぞれの特性を生かし、NPOと県が一体となって実行委員会などを組織し事業に取り組む。

### **情報提供・情報交換**

NPOから連携・協働事業に関する提案を受けたり、連携・協働事業に適した事業の情報を提供するなど相互の情報を共有する。

## **( 3 ) 連携・協働となるNPOの選定**

県内では、様々な分野で多くのNPOが活動しており、連携・協働事業を効率的に効果的に進めるためには、事業目的に最も適したNPOを選定する必要がある。

具体的には、

事業遂行能力があるか。

連携・協働事業の目的を共有しているか。

連携・協働事業の目的達成のため相互に協力する意志があるか。

責任をもって連携・協働事業を進めることができるか。

などに留意し、着実に質の高い社会サービスが提供できるNPOを選定する。

## **( 4 ) 連携・協働事業の評価及び改善**

連携・協働事業が、その事業目的を達成するものであったかどうかの評価を行うとともに、課題が発見された場合は今後の事業の改善や連携・協働するNPOの選定などに反映させる。

連携・協働事業として適切な事業か

連携・協働の形態は適切であったか

事業目標の設定は妥当であったか

事業目標の達成度合は十分か

連携・協働相手のNPOの選定方法は適切であったか

連携・協働の成果は十分か  
(特性を生かしたか、お互いに補完し合えたか等)  
県民に対する社会サービスの向上はあったか  
NPO活動の活性化に繋がる事業であったか等

#### (5) 連携・協働に関する情報の提供

NPOとの連携・協働事業に対する県民の理解を深めるとともに、NPOが県と連携・協働事業を行いやすくするため、連携・協働事業の実施状況などを情報提供する。

#### (6) 多様なNPOの参入と競争原理の導入

連携・協働事業に関する情報を提供することにより、公平性の意味からも多くのNPOの参入機会を確保し、また、連携・協働相手の固定化を避け、競争原理を導入する。

### 第3 連携・協働を進めるための庁内各部署の役割

#### (1) 総合窓口の役割

生活環境部生活文化課がNPOの総合窓口として、NPOに関する情報収集などに取り組むとともに、「茨城県県民活動促進連絡調整会議」等において各部署と協力し、NPOとの連携・協働事業の推進を図る。

##### (総合窓口の主な役割)

- ・ 連携・協働可能事業の情報収集・提供
- ・ 連携・協働を望むNPOの情報収集・提供
- ・ 連携・協働実施状況の情報収集・提供
- ・ NPOに関する情報収集・提供
- ・ NPOとの情報交換
- ・ 職員へのNPOに関する情報の周知、理解促進
- ・ 庁内の連絡調整等

#### (2) 事業実施部署の役割

事業実施各部署は、所管する環境、福祉、まちづくりなど分野別NPOの専門情報を収集するほか、具体的にNPOと連携・協働事業を行い、県民へのサービスを提供する。

##### (事業実施部署の主な役割)

- ・ 連携・協働事業の検討
- ・ 連携・協働NPOの選定
- ・ 連携・協働事業の実施
- ・ 連携・協働事業の評価及び改善
- ・ NPO活動の相談(専門分野)等